

平成 27 年度の公共工事等入札・契約制度改善

I 建設工事

(1) 透明性の確保

- 「設計変更事務処理要領」の改正
 - ・ 請負代金額の 30% を超える変更契約ができる場合の厳格化

(2) 公正な競争の促進

- 「県発注工事における下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除」の方針決定及び公表
 - ・ 平成 28 年度から、県発注工事の元請業者に対し社会保険等未加入業者との一次下請契約締結を禁止

(3) 不正行為の排除の徹底

- 「設計変更事務処理要領」の改正（再掲）
- 「県発注工事における下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除」の方針決定及び公表（再掲）

(4) ダンピング受注の防止

- 「施工体制確認型総合評価落札方式入札実施要領」の策定
 - ・ 施工体制確認型総合評価落札方式試行要領を同実施要領に改める。

(5) 適正な施工の確保

- 県発注工事の現場代理人と小規模修繕等業務委託の業務代理人の兼任の試行
 - ・ 同一発注機関の案件において、条件付きで兼任を認める試行を実施

- ・ 2,500万円（建築一式は5,000万円）未満の工事と、2,000万円未満の小規模修繕等業務委託それぞれ1件について兼任を可能とする。

（6）地元業者の健全な発展

- 「建設産業の担い手確保・育成入札試行要領」の策定
 - ・ ①若手技術者に限定した入札、②女性技術者に限定した入札、③休日（土・日曜日）の施工を原則禁止とした入札の試行
 - ・ 試行件数は各事務所①又は②いずれか1～2件、③1件以上
- 「過疎地域におけるビジネス経営体を対象とした建設工事の入札試行要領」の改正（拡大）
 - ・ 管内に過疎地域を有する土木・農林事務所 各2件以上→各4件以上（実施に適する案件が少ない場合は2件以上）
 - ・ ビジネス経営体対象入札の総合点数が発注基準の範囲内となるよう、C等級の最下点に変更
- 県内産品の優先使用
 - ・ 現行の県産木材の特記仕様書を改正し、県内産品の優先使用を追記
- 「中間前払金制度に係る認定方法等について（通知）」の一部改正
 - ・ 既に行われた作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上であることの確認が容易となるよう、取扱い及び様式を一部改正
- 県発注工事の現場代理人と小規模修繕等業務委託の業務代理人の兼任の試行（再掲）

（7）担い手三法改正への対応

- 「入札価格（工事費）内訳書の取扱いについて（通知）」の一部改正
 - ・ 全ての入札において、入札価格（工事費）内訳書の提出を義務化
- 施工体制台帳の作成及び提出義務化
 - ・ 県発注工事において下請契約を締結するときは、金額にかかわらず、施工体制台帳の提出を義務化

- 「県発注工事における下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除」の方針決定及び公表（再掲）
- 「建設産業の担い手確保・育成入札試行要領」の策定（再掲）
- 「中間前払金制度に係る認定方法等について（通知）」の一部改正（再掲）

（８）漁場整備工事収賄事件関連

- 「設計伺作成要領」の策定
 - ・ 設計伺の作成要領を策定し、記載項目、決裁回付者の限定等を規定
- 「設計変更事務処理要領」の改正（再掲）

平成 27 年度実施目標（建設工事）・・・昨年度から変更なし

（制限付き一般競争入札）

- ・ 1,000 万円以上については原則実施とする。

（総合評価落札方式）

- ・ 3,000 万円以上については原則実施とする（緊急工事等の特別の理由がある場合を除く）。
- ・ 3,000 万円未満については技術的な工夫の余地のあるもの及び塗装など総合評価で行う必要性のあるものは実施する。

平成 27 年度実施目標（建設工事）

		制限付き一般競争入札（価格競争）	総合評価落札方式
3,000 万円	原則実施	原則実施	原則実施
1,000 万円			必要性のあるものは実施
			250 万円

Ⅱ 建設関連業務委託

(1) 透明性の確保

- 「建設関連業務委託設計変更事務処理要領」の改正
 - ・ 請負代金額の30%を超える変更契約ができる場合の厳格化

(2) 公正な競争の促進

- 制限付き一般競争入札（建設関連業務委託）の実施目標の一部変更（次ページ図参照）
 - ・ 測量業務等工夫の余地の小さいものについて1,000万円以上は原則実施とし、100万円以上1,000万円未満については件数の2割以上実施する。
 - ・ 従前の実施目標のうち「(全体で90件程度)」は削除
 - ・ 「件数の2割以上」の周知徹底

(3) 不正行為の排除の徹底

- 「建設関連業務委託設計変更事務処理要領」の改正（再掲）

(4) 適正な施工の確保

- 県発注工事の現場代理人と小規模修繕等業務委託の業務代理人の兼任の試行（再掲）
- （総合評価）建設関連業務委託における実施目標の一部変更（次ページ図参照）
 - ・ 2,000万円以上は原則実施とし、500万円以上2,000万円未満については件数の3割以上実施する。なお、1,000万円以上については重点的に実施する。
 - ・ 従前の実施目標のうち「(全庁で150件程度)」は削除

(5) 漁場整備工事収賄事件関連

- 「設計伺作成要領」の策定（再掲）
- 「設計変更事務処理要領」の改正（再掲）

平成 27 年度実施目標（建設関連業務委託）

（制限付き一般競争入札）

- ・ 測量業務等工夫の余地の小さいものについて、1,000 万円以上は原則実施とする。
- ・ 100 万円以上 1,000 万円未満については件数の 2 割以上実施（件数目標は廃止）

（総合評価落札方式）

- ・ 1,000 万円以上は重点実施
- ・ 500 万円以上 2,000 万円未満については件数の 3 割以上実施（件数目標は廃止）

平成 27 年度実施目標（建設関連業務委託）		
	制限付き一般競争入札（価格競争）	総合評価落札方式
	測量業務等工夫の余地の小さいもの 原則実施	原則実施 2,000 万円
1,000 万円	100 万円以上 1,000 万円未満 件数の 2 割以上実施	500 万円以上 2,000 万円未満 件数の 3 割以上実施 500 万円
100 万円		
	件数目標「全体で 90 件程度」は廃止	件数目標「全庁で 150 件程度」は廃止